

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境の変化する中において、永続的な発展と成長、持続的な企業価値の最大化を目指し、株主をはじめとするすべてのステークホルダーからの信頼を得るため、経営の健全性・効率性・透明性を確保すべく、最適な経営管理体制の構築に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
松田 航	1,427,700	70.14
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	227,600	11.18
株式会社SBI証券	46,380	2.28
BBH LUX/BROWN BROTHERS HARRI MAN(LUXEMBOURG) SCA CUSTODIAN FOR SMD・AM F UNDS・DSBI JAPAN EQUITY SMALL CAP ABSOLUTE VALUE(常任代理人 株式会社三井住友銀行)	40,300	1.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	34,100	1.68
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	32,300	1.59
野村信託銀行株式会社(投信口)	24,500	1.20
JPモルガン証券株式会社	15,100	0.74
楽天証券株式会社共有口	8,600	0.42
南角 光彦	6,200	0.30

支配株主(親会社を除く)の有無 更新

松田 航

親会社の有無

なし

補足説明 更新

- 当社は、自己株式30,300株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
- 「割合(%)」については、分母から自己株式を控除して計算しております。
- 株式会社日本カストディ銀行(信託口)、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)、野村信託銀行株式会社(投信口)の所有株式数は、各行の信託業務に係るものです。
- 三井住友DSアセットマネジメント株式会社より2025年2月20日付で提出された大量保有報告書において、2025年2月14日現在の所有株式数は104,100株(株式所有割合5.00%)となる旨が記載されておりますが、当社として2026年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社は現状では、支配株主との取引を行っておらず、原則として支配株主との取引を行わない方針であります。しかし、将来においてやむを得ず支配株主と取引を開始する際には、当該取引の合理性(事業上の必要性)、取引条件の妥当性(他の取引先と同等の条件であり、個別にその条件の妥当性が確認できる)につき慎重に判断するとともに、取締役会の決議を受けたくうえでこれを行うことで、取引の適正性を確保し、少数株主の権利を保護するように努めます。

また、当社の取締役会は、4名のうち3名が支配株主からの独立性を有する独立社外取締役から構成されており、独立社外取締役が過半数を占めております。支配株主との利益相反が生じうる重要な取引等の審議・決議にあたっては、少数株主の利益を損なうことがないよう客観的な意見を反映させる体制を整備しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
小南 紳哉	公認会計士													
友田 順	弁護士													
東 伸之	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小南 紳哉				小南紳哉氏は、公認会計士として財務・会計に関する知識及び監査法人で培った経験と高い見識を有しております。また、2022年から当社の常勤監査役として取締役の職務執行の監督を通じて得た経験に加え、当社事業に精通しております。これらの知見から、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たし、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に寄与することを期待できるため、監査等委員である社外取締役に選任いたしました。また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
友田 順				友田順氏は、企業法務領域で高い専門性を有する法律事務所のパートナー弁護士を務め、また他社での社外監査役及び社外取締役(監査等委員)としての経験を持ち、特に会社法及びコーポレート・ガバナンスに精通しております。これらの知見から、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たし、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に寄与することを期待できるため、監査等委員である社外取締役に選任いたしました。また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
東 伸之				東伸之氏は、大手シンクタンク、大手証券会社、投資会社等において経営調査や投資事業に従事した豊富な経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。特に官民ファンドにおいては投資事業に携わる複数企業の社外取締役と社外監査役を歴任されており、企業経営における高い見識を有しております。これらの知見から、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たし、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に寄与することを期待できるため、監査等委員である社外取締役に選任いたしました。また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 [更新](#)

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員である取締役が必要とした場合、その職務を補助する使用人を置くものとしております。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は監査等委員会の意見を尊重し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保するものとしております。
また、監査等委員である取締役の職務を補助する使用人は、その要請された業務の遂行に関しては、監査等委員である取締役の指揮命令に従うものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

監査等委員である取締役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、会計監査人から会計監査の経過報告及び内部統制を含めた監査結果報告を受けております。なお、内部監査部門との連携は、「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載のとおりです。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の数 [更新](#)

3名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を満たす社外役員すべてを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬額の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役(監査等委員を除く)及び監査等委員である取締役の報酬は、役員区分ごとにそれぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会において、取締役(監査等委員を除く)と監査等委員である取締役の総枠を別に決議しております。その限度内において、取締役(監査等委員を除く)については取締役会が代表取締役に一任し、監査等委員である取締役については、監査等委員の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会事務局である経営管理室や内部監査担当が必要に応じて取締役会等における資料の事前説明や配布を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の企業統治の体制は以下のとおりであります。

a. 取締役会

取締役会は取締役4名(うち社外取締役3名)で構成され、業務執行の最高意思決定機関として、法令、定款及び当社諸規程に則り、経営に関する重要事項の意思決定や業績の進捗確認、取締役の職務執行の監督を行っております。取締役会は原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

b. 監査等委員会

監査等委員会は、非常勤監査等委員3名で構成され、各監査等委員の監査実施状況の報告や監査等委員間の協議を実施しております。監査等委員会は原則として毎月1回開催しております。

監査等委員は、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べると共に、重要な書類の閲覧等により、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の業務執行に関して、適法性及び妥当性の観点から監査を行っております。社外取締役である監査等委員には、公認会計士及び弁護士を含んでおり、それぞれの専門知識と経験に基づき、客観的かつ公正な立場から、適切な意思決定に参画しております。

c. 会計監査人

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人及び当社監査に従事する業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。また、会計監査にあたっては、経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備するとともに、監査等委員会、内部監査担当と連携し、会計監査の実効性を高めるよう努めております。

d. 管理職会議

管理職会議は代表取締役社長、執行役員、管理職、陪席者としての監査等委員である取締役で構成しており、原則として月1回開催しております。各部門の業績報告等、業務執行に関する情報を共有するとともに、会社としての課題及び解決について認識を共有することで、業務執行の迅

速化を図っております。

e. リスク・コンプライアンス委員会

当社は、リスク管理に関する重要事項の審議と方針決定を行うため、代表取締役社長を委員長とし、経営管理室長、管理職、内部監査担当、陪席者としての監査等委員である取締役で構成されております。各管理職は陪席しております。内部監査担当が含まれている理由は、内部監査の実効性を担保するためです。リスク・コンプライアンス委員会では、法令遵守の状況や社内の啓蒙活動等コンプライアンス体制の充実に向けた協議、及び事業を取り巻く様々なリスクの状況や対応状況の確認等を行っております。リスク・コンプライアンス委員会は原則として毎月1回開催しております。内部監査担当は任意参加であるため、議事録を共有しております。

f. 内部監査

当社は、専任の内部監査担当者を配置していませんが、年間の内部監査計画に従い、代表取締役社長に指名された内部監査担当者が、代表取締役社長の指揮のもと、全部署に対して監査を実施しております。内部監査担当者は監査結果及び改善事項の報告を代表取締役社長に対して行うとともに、監査等委員会に対しても定期的に報告を行っております。また、内部監査の実効性担保のために各部門に改善事項の通知とフォローアップを行うとともに、監査等委員会及び会計監査人と緊密に連携し、情報の共有を図ることで監査の質の向上に努めております。

g. 執行役員制度

当社は、経営の意思決定・監督機能と業務遂行機能の分離及び迅速な業務遂行のために、執行役員制度を導入しております。なお、執行役員のうち、特筆して経営上重要とされる執行責任を負うものを研修事業部担当執行役員としております。現在は、研修事業部担当執行役員の渡邊順がその職務を担っております。執行役員は取締役会決議により選任され、定められた分担に従い業務遂行を行っております。執行役員の任期は、取締役会で定めた日より就任し、就任後12ヶ月以内の日までとしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、経営の透明性および客観性を高め、取締役会の監督機能を一層強化することを目的に、監査等委員会設置会社を選択しております。当社の取締役会は、4名のうち3名が独立性の高い独立社外取締役で構成しており、業務の執行と監督の分離をより一層進めることで、高度な説明責任を果たすとともに、経営に対する監督機能の実効性を最大化させる体制を整えております。

監査等委員会については、3名の独立社外取締役が、取締役会における議決権の行使や、日常的な業務執行の監査を通じて、経営の健全性と適正性を確保しております。

当社は、この体制が迅速かつ機動的な意思決定と、厳格な監督体制を両立させるものであり、中長期的な企業価値向上を実現するために最も有効な体制であると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主の皆様が株主総会に出席しやすい、会場の選定や開催日の設定に努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項として対応してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項として対応してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項として対応してまいります。
その他	該当事項はありません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	適切な情報開示のためにディスクロージャーポリシーを制定し、当社ホームページにおいて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算発表後に決算説明会を開催する予定であります。	あり

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算発表後に決算説明会を開催する予定であります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	上場後の株主構成に占める海外投資家の比率を鑑み、今後検討すべき事項として対応してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIR情報に、決算情報、適時開示情報、その他IR情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方として、株主や顧客をはじめとするすべてのステークホルダーの公正かつ公平な利益を守ることを目指し、迅速かつ適切な情報開示の実行やコンプライアンスの徹底を図るとともに、継続的なコーポレート・ガバナンスの強化に努めていく方針であります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項として対応してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対して、適時適切に当社の企業情報を提供することが重要であると認識しており、ホームページ等を通じて適時適切な情報提供を行っていくことを基本方針としております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の通り、当社の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針(以下、「内部統制の基本方針」という)を整備しております。当社は、経営環境の変化等に対応し、内部統制の基本方針を常に見直すことにより、より適正かつ効率的な体制を実現するものとしております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コーポレート・ガバナンス

1 取締役及び取締役会

- ・取締役会は、法令・定款等及び「取締役会規程」に則り、経営の重要事項を決定し、取締役の業務執行を監督しております。
- ・取締役は、取締役会が決定する業務担当に基づき、法令・定款等に則り業務を執行し、毎月度、業務の執行状況を取締役会に報告しております。
- ・取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告しております。
- ・コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するため、社外取締役を選任しております。

2 監査等委員及び監査等委員会

監査等委員会は、法令の定める権限を行使するとともに、内部監査担当及び会計監査人と連携して、「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査基準」に則り、監査等委員以外の取締役の職務執行を監督しております。

(2) コンプライアンス

1 コンプライアンス体制

役員及び従業員がコンプライアンスに合った企業活動を実践するため、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」にて行動規範を定めております。その目的達成のため、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、諸施策を講じております。

2 内部通報制度

コンプライアンスの相談・報告窓口として、内部通報窓口を社内外に設置し法令違反や当社の行動規範違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めております。

3 反社会的勢力との関係遮断

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断しております。

4 社内教育

社内研修、社内の啓発活動等により、コンプライアンスの理解と意識向上に努めております。

(3) 財務報告

財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制を整備し運用しております。

(4) 内部監査

業務執行者の職務執行の妥当性及びコンプライアンスの状況につき調査するため、代表取締役社長直轄に内部監査担当(兼務組織)を設置し、代表取締役社長の指揮のもと内部監査担当による内部監査を実施しております。内部監査の結果は定期的に代表取締役社長及びリスク・コンプライアンス委員会に報告しております。

(5)懲戒処分

役員及び従業員の職務の執行により法令違反等が生じた場合、役員については会社法等に照らし、従業員については「就業規則」に則り、厳正な処分を行っております。

2.取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)情報セキュリティについては、「情報セキュリティ管理規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持向上のための施策を継続的に実施し、情報流出防止のための体制を整備しております。

(2)各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理しております。

(3)株主総会議事録、取締役会議事録、管理職会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類等取締役の職務の執行に必要な文書については、監査等委員含む取締役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理しております。

(4)個人情報については、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理しております。

3.損失の危険管理に関する規程その他の体制

(1)リスク管理

・リスク管理は、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、一貫した方針の下に、効果的かつ総合的に実施しております。

・全リスクの統括管理及びコンプライアンスに関する個別課題についての協議・決定は、リスク・コンプライアンス委員会にて行い、協議・決定事項、進捗状況については必要に応じて取締役会に報告しております。

(2)危機管理

自然災害等重大事態が発生した場合に、「緊急事態対応マニュアル」に基づき対処にあたります。緊急事態が発生した場合又は発生が予想される場合には、場合によっては代表取締役社長を室長とする緊急事態対策室を設置し、損害・損失等を最小限にとどめるための具体策を迅速に決定・実行しております。

4.取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)業務執行機能の強化と経営効率向上を図るため執行役員制度を導入しております。

(2)取締役会を原則として月1回、必要に応じて臨時に開催し、法令で定められた事項のほか、重要事項を決定し、それに従い取締役及び執行役員は適正かつ効率的に職務を執行し、取締役会はそれを監督しております。

(3)取締役会での経営判断が効率的に行われるよう、取締役会上程事項の事前審議等を行う会議、リスクコンプライアンスに関する事項の審議・報告等を行うリスク・コンプライアンス委員会を開催しております。

(4)取締役会規程、組織規程、業務分掌規程、職務分掌規程等を定め、取締役、執行役員及び使用人の職務権限と担当業務を明確にしております。

(5)職務執行を適正かつ効率的に行うために、業務のシステム化、情報管理・伝達におけるペーパーレス化を引き続き推進しております。

5.当会社における業務の適正を確保するための体制

(1)当会社の内部通報窓口は、当会社の役員・従業員からの相談を受け付けております。

(2)当会社の各部門は、自らの業務の遂行に当たり、職務分離による牽制、業務の可視化等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めております。

(3)当会社は、リスク・コンプライアンス委員会に、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に定める任務を担わせております。

6.監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項

監査等委員会の職務の補助をすべき使用人が必要な場合、代表取締役社長は、監査等委員会の指揮・監督に服する専任の使用人を選任することとしております。「監査等委員会監査基準」に則り当該使用人の実効性を確保しております。

7.監査等委員を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員を補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該業務の遂行にあたっては、取締役(監査等委員を除く)の指揮命令を受けないものとしております。また、当該使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分は、あらかじめ監査等委員会の同意を得るものとしております。

8.監査等委員を補助すべき使用人に対する監査等委員の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員を補助すべき使用人は、監査等委員の命を受けた業務を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有しております。

9.取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

(1)監査等委員は、取締役会に出席し、取締役(監査等委員を除く)から業務執行の状況その他重要事項の報告を受けるほか、管理職会議その他重要な会議に出席しております。

(2)取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行っております。

(3)経営管理室長は、その職務の内容に応じ、月次・四半期ごとの頻度で定期的に監査等委員に対する報告を行っております。

(4)経営管理室長は、内部通報窓口の利用状況を確認するとともに、監査等委員に定期的に報告しております。

(5)重要な決裁書類は監査等委員の閲覧に供しております。

10.報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員に報告したものは、報告をしたことを理由として不利益となる取り扱いを受けることはありません。

11. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項

監査等委員が職務の執行のために合理的な費用の支払を求めたときは、当社はこれに応じるものとしております。

12. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査等委員は定時及び臨時に監査等委員会を開催し、情報の交換・協議を行っております。

(2) 監査等委員は、代表取締役社長と定期的に情報・意見交換を実施するほか、会計監査人、内部監査担当と緊密な連携を保つことで、監査の実効性確保を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は「反社会的勢力対応ポリシー (<https://www.recurrent.jp/corp/antisocial>)」にて以下の基本方針を定めております。

(1) いかなる理由があっても、反社会的勢力とは、取引を含めて一切の関係を遮断いたします。

(2) いかなる理由があっても、反社会的勢力による不当要求に対して一切応じません。

(3) いかなる理由があっても、反社会的勢力への資金提供は行いません。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 組織としての対応

当社における方針・基準等について、「反社会的勢力対応ポリシー」、「反社会的勢力対策規程」において定めており、主要な社内会議等の機会を捉えて繰り返しその内容の周知徹底を図っております。

社内体制としては、コンプライアンス及びリスク管理に係る会議体としてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、反社会的勢力に対する業務を所管する部署は経営管理室とし、不当要求等に対する対応部署への速やかな通報や外部専門機関への相談等実務上の業務マニュアルとして「反社会的勢力調査マニュアル」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を整備しております。役職員一同これらを遵守することにより、業務の適切性と安全性の確保に努めております。

(2) 外部専門機関との連携

平素から、警察、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築し、国及び地方公共団体が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めております。

その他

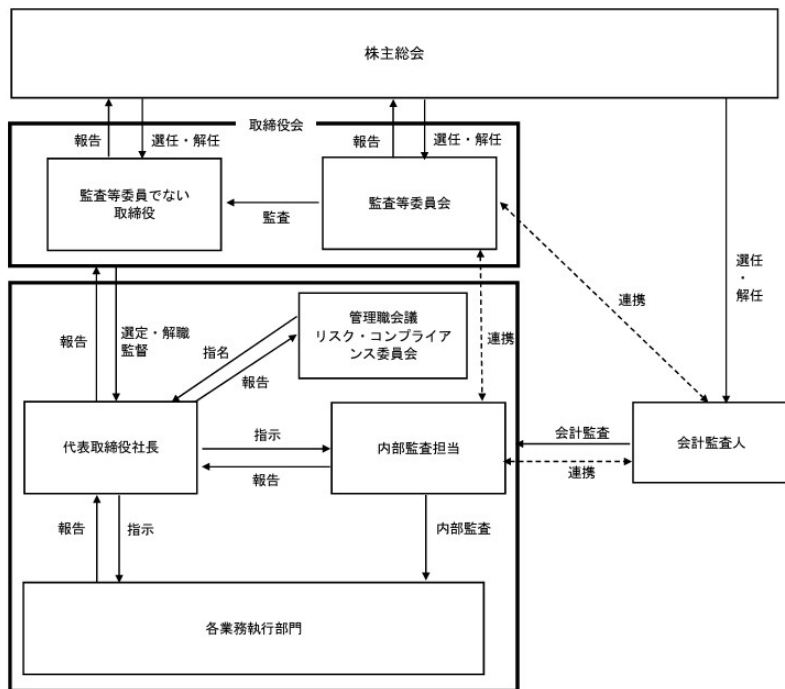
1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし
----------------	----

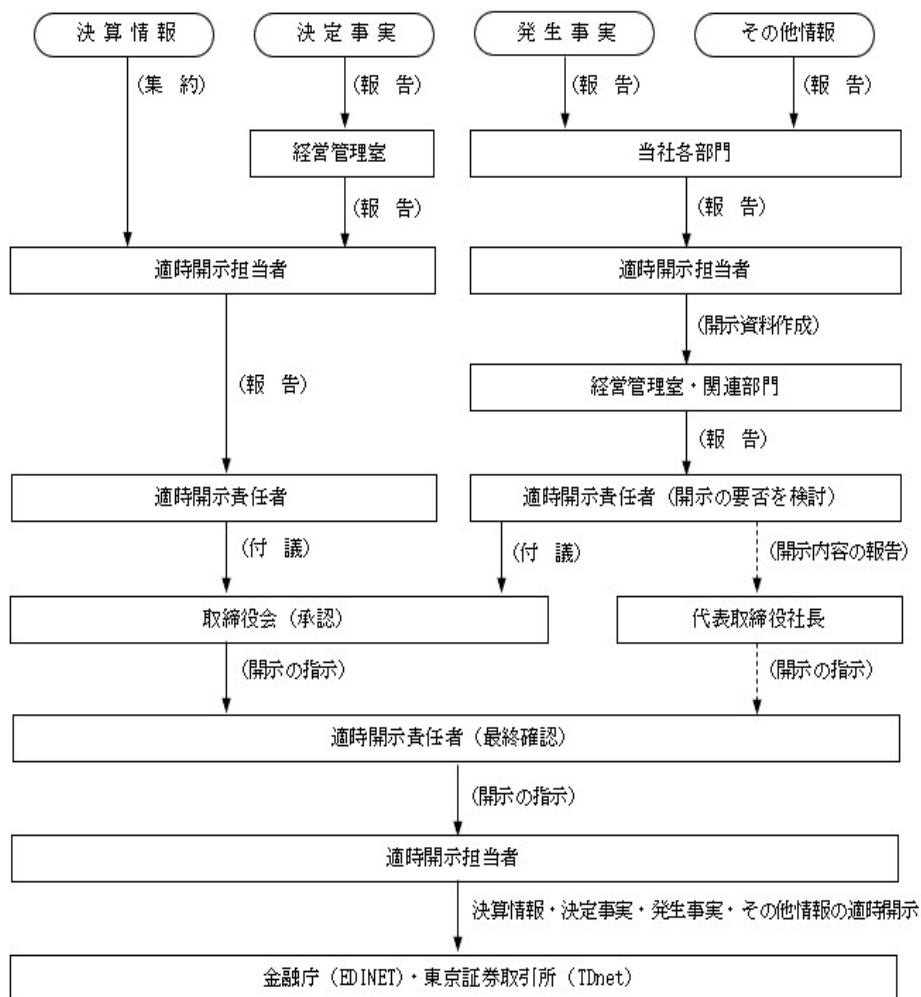
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図（参考資料）】



【適時開示体制の概要（模式図）】



（開示後、当社ホームページのIRサイトにも速やかに公開）